令和2年9月1日から

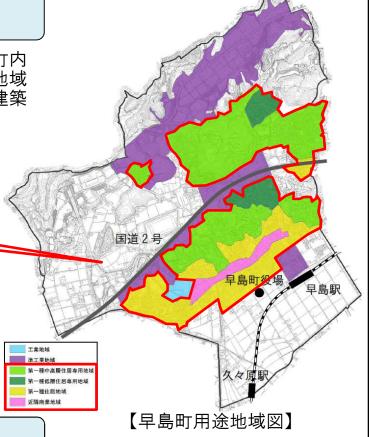
早島町景観計画・景観条例が変わります

1. 一般景観形成基準の見直し

◆ 15mの高さ制限について、これまでの町内 一律から、住居系及び商業系用途地用途地域 での制限に変更します。(公益上必要な建築 物は除きます)

赤色の線内(住居系・商業系用途地域) において高さ制限が設定されます。

> ※ 用途地域は、現時点のものであり、 変更する場合があります。



2. 届出対象行為の見直し

- ◆ 戸建て住宅は、届出が不要となります。 ただし、景観形成重点地区(下図)の沿道については、これまで同様建築確認申請を 必要とする建築物等が対象です。
- ◆ 開発行為については、届出が不要となります。

3. 景観形成重点地区の指定

- ◆旧金比羅往来沿いなど、 今も歴史的な建物川 る町筋・駅筋舎周辺の 筋・いついて、「歴 が成重点地区」(歴 が成重点地区) が成重点地区) が成重点地区) が成重点地区) が成立ます。
- ◆ 景観形成重点地区には、 景観形成ガイドライン を設定しています。



【景観形成重点地区 区域図】

【問合せ先】早島町建設農林課 ☎086-482-0614

※町ホームページに詳しい資料を掲載しております。そちらもご覧ください。